

下水道事業会計予算

令和2年度 橋本市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	10,429 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,707,129 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,156 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
汚水管渠整備事業	95,937 千円
雨水管渠整備事業	79,915 千円
流域下水道整備事業	113,657 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,759,192 千円
第1項 営 業 収 益	701,438 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,057,751 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,777,329 千円
第1項 営 業 費 用	1,577,057 千円
第2項 営 業 外 費 用	194,870 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額407,952千円は資本的収支消費税及び地方消費税調整額20,677千円及び当年度分損益勘定留保資金387,275千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	719,028 千円
第1項 国 庫 支 出 金	33,910 千円
第2項 負 担 金	14,500 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	1,214 千円

第4項	他会計出資金	138,703千円
第5項	企業債	530,700千円
第6項	基金	1千円

支出

第1款	資本的支出	1,126,980千円
第1項	建設改良費	320,284千円
第2項	企業債償還金	802,587千円
第3項	基金積立金	3,109千円
第4項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
排水設備工事に係る利子補給	令和2年度～令和6年度	当該利子補給対象融資額に対する3%相当額利息

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	530,700千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、据置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用

(議会の議決を得なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費 76,882 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

(1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、476,029 千円である。

(2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,573 千円である。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗